

プラチナ会員制度 Q&A(想定質問と回答)

- Q1. 終身会員との違いは？

A1. 終身会員は国際会費(650 ドル)を一括納入し、正会員としてのすべての権利(投票・議決・役職資格)を保持し続ける制度です。一方、プラチナ会員は「優待会員」として登録され、投票権・議決権はありますが、役職への就任はできません。
高齢や体調への配慮から、活動義務を免除し、名誉ある在籍継続を可能にする制度です。

- Q2. 会費収入が減ってクラブ運営に支障は？

A2. 独自会費を免除する場合は収入減の可能性があります。
ただし、退会による「ゼロ」と比べれば在籍維持の方が安定的です。
導入前に財政シミュレーションを行うことを推奨します。

- Q3. プラチナ会員は議決権を持ちますか？

A3. はい、持ります。
プラチナ会員は国際協会の定義では「優待会員」として扱われ、投票権・議決権を有し、クラブの議員数にもカウントされます。
ただし、役職への就任(クラブ役員・地区役員など)は不可とされています。

- Q4. 誰を対象にするかの基準は？

A4. 対象者の基準はクラブごとに自由に設定できます(例:75 歳以上、在籍 15 年以上など)。ただし、必ず在籍 15 年以上の会員であることが条件です。理事会の承認を前提に、公平かつ透明性のある運用が求められます。導入にあたっては、クラブ内規を整備しておくことが望ましいです。

- Q5. 一度導入したら制度は変えられない？

A5. 制度の見直しや廃止は、クラブの理事会決議により可能です。
ただし、既存のプラチナ会員に対しては経過措置や丁寧な説明・同意を要する場合があり、十分な配慮が必要です。
定期的な制度の点検・見直しを行い、現状に即した運用を心がけましょう。

- Q6. 名誉職のようで、実効性があるのか疑問です。

A6. プラチナ会員制度は、長年貢献された功労者への敬意と感謝を「制度」という形で表すものです。また、プラチナ会員は議決権を持ち、クラブ議員数にもカウントされる「正会員」扱いの会員種別(優待会員)です。
在籍継続を通じて若手のロールモデルともなり、クラブの一体感や文化継承にも寄与する実効的な制度です。

- Q7. プラチナ会員の会費はどの程度ですか？

A7. 国際会費・複合会費・地区会費・ゾーン会費については、通常通り毎年納入が必要です。クラブが独自に定めている会費については、免除や減額が可能です。
各クラブの財政状況や方針に応じて柔軟に調整してください。

- Q8. 導入する最大のメリットは何ですか？

A8. 退会者の減少・会員数の安定・クラブ文化の継続という 3 つの利点があります。「感謝の気持ちを制度化」することで組織の結束力が高まります。
結果として、若手や新入会員にも好印象を与えるクラブになります。